

◇「人権教育集会所運営委員会委員」関係法令

## ●上尾市立人権教育集会所条例（昭和50年上尾市条例第6号）

（設置）

第1条 同和教育を始めとするさまざまな人権教育の充実を図るため、上尾市立人権教育集会所（以下「集会所」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
上尾市立原市集会所	上尾市大字原市4 1 6 9番地3
上尾市立畔吉集会所	上尾市大字畔吉1 2 1 9番地1

（業務）

第3条 集会所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 人権教育学級、人権教育講座等の開催に関すること。
- (2) 体育、レクリエーション等の集会の開催に関すること。
- (3) その他人権教育の充実と振興を図るために必要な事業に関すること。

（運営委員会の設置）

第4条 上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、集会所の運営に関する重要事項について審議するため、各集会所に上尾市立人権教育集会所運営委員会を置く。

2 上尾市立人権教育集会所運営委員会の組織、会議その他必要な事項は、教育委員会が定める。

## ●上尾市立人権教育集会所運営委員会規則（昭和50年上尾市教育委員会規則第5号）

（趣旨）

第1条 この規則は、上尾市立人権教育集会所条例（昭和50年上尾市条例第6号）第4条第2項の規定に基づき、上尾市立人権教育集会所運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、集会所事業の企画及び運営に関して、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応ずるとともに、集会所の運営管理に協力するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地区の代表
- (2) 市立小・中学校長
- (3) 識見を有する者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（その他）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める